



建築設計・監理業務が全国的に減少する半面、建築士事務所向け賠償責任保険の加入者数は年々増加傾向にある。業務上のニーズにより設計者が損害賠償を求められる事例が目立ち始めたほか、2006年の建築士法改正では、建築士事務所の賠償責任能力を顯示する事が義務化されるなど、社会における設計者の責任がより厳格になっている。建築士に対して安全・安心を提供するため、設計事務所の保険加入は最低限の責務といえる。一方、現行の保険制度では消費者保護の観点からは不十分な点もあり、一層の制度充実が求められる。

賠償保険への加入増加

保険制度は、日本建築家協会（JIA）、日本建築士事務所協会連合会、日本建築士会連合会がそれぞれ会員を中心として運営している。団体保険は各団体で基本的に枠組みに大きな差はないが、オフショアや新プランで特色を出している。

加入者は各団体で異なるが、多くても3割程度に亘りまとめており、十分な加入率とは言い難い。全体的にみれば加入者数は増加しているが、仕事の減陥であるため、各団体で基本的な枠組みに大きな差はないが、オフショアや新プランで特色を出している。

JIA建築家賠償責任保険は、約40

・保険加入が“マナー”に

・滅失・破損の原則に課題

・一本化で支払い上限増

アコンの室外機に壊して遊んでいた子どもが、ビルから転落する事故が後を絶たない。中川相談役は「これまで不注意で終わっていたが、これからはどうなるか分からない」と警鐘を鳴らし、設計者にとて保険加入は“マナー”と言ふ。

一方、消費者保護の観点からすれば、現在の保険制度は十分とはいえない。

大きな課題の一つが、物理的な滅失・破損がなければ保険金は支払われないことだ。不具合が判明した時点でその建物の資産価値は下がるが、実際に見える被害が発生しない限り、一部の例外を除いて支払いの対象にはならない。滅失・破損がなければ保険金が下りないのは、保険が悪用されないための防衛策だが、消費者は大きな済手を握るべきケースが出てくる。

また、“価値増し”に対する補償もなかつた。書類金額が低下する中、施工者も『背に腹はかえられない』ことは

「これまで、設計ニーズが判明しても施工者が責任をつかつてくれたため、設計者の名前が表に出るにはあまりなかった。書類金額が低下する中、施工者も『背に腹はかえられない』ことは

年前にスタートしたものでも古くは保険制度。この10年間の加入者数は、ほぼ横ばいで推移している。ほかの2団体と比べて保険料が高いうこともあり、増加傾向にはないが、他団体から契約内容を引き継いで受け入れられるよう、約款を改定する方向で検討を進めている。どちらだ。

日事連の建築士事務所賠償責任制度は80年代にかけて創設され、現在に至っている。この10年間をみると、業務が減少傾向にあるにもかかわらず、保険加入者は著実に増加している。背景には、設計者の責任が明確になつてきただことがある。

かりに、設計ニーズの場合にはちゃんと設計者に責任をとつてもうう側面が強まっている」と、士会連合会の補償制度担当は指摘する。施工者が『設計図どおりにやつた』と申告するケースもあり、設計者への負担は増えつつあるという。

日本では、責任問題についてあまり明確にせず、うやうやしくしてしまうケースも多かつたが、国際化が進むにつれてはしかなくなる。施工者との間で最初から取り分に応じて約束をしておくことが必要になる。

「引き渡してから20年間は枕を高くして眠れない仕事」については、日事連の指定代理店である日事連サービスの中川孝昭相談役。オフショアでエ

制度の内容だけではなく、同じ業界に属する保険が複数あることも問題の一つ。中川相談役は「3団体の保険をまとめなければ異なる算定基準を一本化できる。支払額の上限を増やすことも可能ではないか」としている。かつては、3団体が集まって改善点について話し合ひをしてきたが、現在は連携していない。課題の一つに個人情報保護法の関係で、十分な情報交換ができないことがある。

興奮主義は「一番の課題は事故の発生。事故を防ぐことで補償範囲を広げる事ができる」という。加入率の低さや制度の内容、統合のあり方など、現実味を帯びつつある訴訟社会に対応しが、事故事例の公表・周知といった地道な取り組みが、制度充実への近道だと見える。